

規約 新旧対照表 (令和4年4月1日改正)

軽微な文言修正 (届出による改正)

新	旧
<p>第1条～第33条 略 (常務理事及びその職務)</p> <p>第34条この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>掌理</u>する。</p>	<p>第1条～第33条 略 (常務理事及びその職務)</p> <p>第34条この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>処理</u>する。</p>